

# 生き活き長寿振興券を取り扱う事業者を募集します

村では長年にわたり地域の発展の礎となってこられた高齢者の方々に対し感謝と敬老の意をこめて「生き活き長寿振興券」を今年度も配布することになりましたので、「生き活き長寿振興券」を取り扱っていただける事業者（特定事業者）を次のとおり募集します。

## ○ 対象者

村内に店舗・事業所・営業所等があり、下記の小売業等の業を営む方。

小売業、飲食業、理美容業、旅館、医療等の各種サービス業、運輸業及び建設業

## ○ 申請期間

平成30年8月6日（月）～平成31年1月25日（金）

（土・日・祝祭日及び年末年始の閉店日を除きます。）

※ ただし、生き活き長寿振興券の使用期間は平成30年9月15日（土）～平成31年1月31日（木）までとなっていますので、なるべく早めに申し込んでください。

## ○ 申請場所

留寿都村役場企画観光課商工観光係

※ 留寿都商工会会員の方は、留寿都商工会へ申請してください。

## ○ 申請方法

申請場所に備え付けてある「特定事業者登録申請書」に必要事項を記入の上、申請してください。

## ○ 特定事業者の業務

特定事業者には、生き活き長寿振興券を持参した方に対して、記載額面に相当する商品やサービス等の提供を行っていただきます。

## ○ 生き活き長寿振興券の使用対象外となる商品等

- ・ 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、官製はがき、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・ 各種公共料金の支払、公共交通機関に準ずるサービス等の対価（電気料等）の支払など消費に当たらないもの

## ○ 登録の確認

登録申請をいただき、特定事業者として登録された事業者には、登録証明書を発行します。

## ○ 換金手続金融機関

所定の換金申込書に必要事項を記入し、使用済の生き活き長寿振興券を添えて登録証明書を明示の上、北海道信用金庫留寿都支店に申出ることにより、後日、村より指定口座に送金します。